

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例を制定するについて

令和3年5月28日「住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、この法律に基づき「長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下「長期優良法」という。）」及び「住宅の品質の確保の促進に関する法律（以下「住宅品確法」という。）」の改正も同日公布されました。

「長期優良法」及び「住宅品確法」の改正内容のうち一部が令和4年2月20日に施行されるため、両法律の改正に則した手続き業務を行うために、次のとおり本条例に定めている手数料の種類及び額を改定するものです。

（1）新築住宅又は既存住宅の増築若しくは改築に係る長期優良住宅建築等計画認定申請
手数料の改定（別表2(1)(2)関係）

手数料区分に表記している登録住宅性能評価機関（以下「評価機関」という。）が交付する現行の“適合証”を改正後は“確認書又は住宅性能評価書（以下「評価書」という。）”とし、現行の“評価書”添付有の手数を抹消いたします。

◆ 評価機関が交付する書面添付の有無と手数料

＜現行＞	(例)面積区分 200㎡以下 (手数料)	改正	＜改正後＞	(例)面積区分 200㎡以下 (手数料)
評価機関が交付する 書面の添付無	8万円	改正	評価機関が交付する 書面の添付無	8万円
評価機関が交付する “適合証”添付有	1万9千円		評価機関が交付する “確認書又は評価書”添付有	1万9千円
評価機関が交付する “評価書”添付有	2万3千円		評価機関が交付する “評価書”添付有	2万3千円

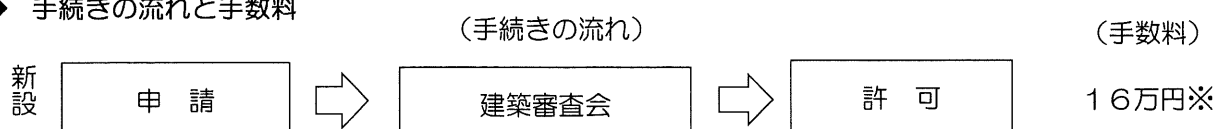
評価機関が交付する“適合証”と“評価書”の長期使用構造等の審査に差異があり、“評価書”の方が、市が行う審査内容が多くなるため手数料を高く設定している。

評価機関が交付する“確認書”と“評価書”の長期使用構造等の審査に差異が無く、市が行う審査内容が現行の“適合証”の審査と同じになるため、現行の“評価書”の手数を抹消する。

(2) 認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の延べ面積の敷地面積に対する割合の特例許可申請手数料の新設 (別表第2(6)関係)

認定長期優良住宅について、一定の敷地を有し市街地の環境の整備改善に資すると認めて許可する際の手数料を定めます。

◆ 手続きの流れと手数料



※ 手続きの流れが、建築基準法の規定に基づく総合設計制度における特例許可の手続きと同じであるため、同許可手続きの際徴収する手数料と同額にするものです。

◆ 制度のイメージ

(通常の建築計画)

(長期優良型総合設計制度)

